

保険料の額が決まりました

8月上旬までに
決定通知書を郵送します

65歳以上の皆さんに、平成24年度の介護保険料の決定通知書を8月上旬までに郵送します。今年度は3年に一度の保険料算定の年度です。保険料額は所得段階に応じて下の表のようになります。

なお65歳以上の人の保険料は、公的年金の受け取り額やそのほかの所得、世帯の市民税の課税状況などによって決まります。

平成24年度の年間介護保険料額

所得段階	対象者	年間保険料額	
1	生活保護受給者	29,233円	
	老齢福祉年金受給者	29,233円	
2	世帯非課税	年金と所得の合計が80万円以下	29,233円
		年金と所得の合計が80万円超120万円以下	40,926円
3	世帯非課税	年金と所得の合計が120万円超	43,850円
		本人非課税	年金と所得の合計が80万円以下
4	本人非課税	年金と所得の合計が80万円超	58,466円
		世帯課税	所得が125万円未満
所得が125万円以上190万円未満	73,083円		
所得が190万円以上300万円未満	87,699円		
所得が300万円以上400万円未満	102,316円		
所得が400万円以上	116,932円		

保険料の支払い方法

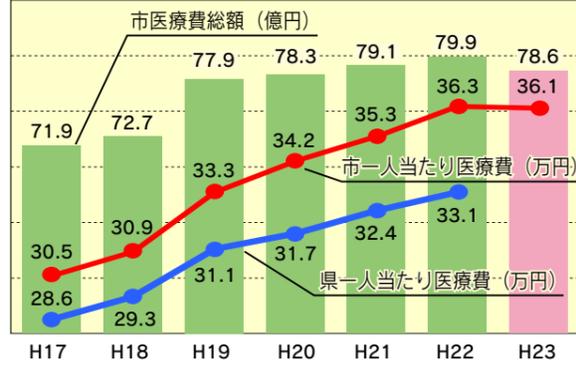
介護保険料を年金からの天引きで支払っている人は、今回決定した年間保険料額から、4月期から8月期の仮徴収期間に支払った額の差額が、10月、12月、来年2月の各期に天引きされます。また保険料を、納付書や口座振替を利用している人は、8月期から来年3月期の合計8期で支払っていただくことになります。

なお、今年65歳になった人や広域連合に加入していない市町村から転入した人などは、年間18万円以上の老齢（退職）年金や障害年金、遺族年金を、すでに受給していても、半年から1年後に年金から天引きされます。それまでは納付書か口座振替で支払ってください。

問い合わせは、市福祉課高齢者福祉係（☎77・8516）または、県介護保険広域連合事業課資格管理係（☎092・643・7055）まで。

医療費の総額と一人当たり医療費の移り変わり

（平成23年度は速報値）



診することについての我慢を求めるものではないです。むしろ症状が軽いうちに受診することで、治療が長引かず、結果的に医療費が安く抑えられることとなります。

言い古された言葉ですが、大切なことは、日ごろの健康管理と、病気の早期発見・早期治療です。次のことを参考に、健康づくりを進めましょう。

▽年に一度は健康チェックをする
平成20年度から特定健康診査や特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見や生活習慣の改善支援を行っています。積極的に受診・利用して、健康づくりに役立ててください。

▽かかりつけ医や、かかりつけ薬局を持つ
▽薬は用量や用法を理解して正しく使う
▽ジェネリック医薬品を活用する
今後、市としても「国民皆保険制度」の基礎である国民健康保険を維持できるように、適正な医療費の支払いに努めます。加入者の皆さんも国保の財政運営について、ご理解いただき、医療費の削減に協力していただきますようお願いいたします。

問い合わせは、市健康づくり課国民健康保険係（☎77・8506）まで。

差額通知の内容について、皆さんからの問い合わせには、コールセンター（☎0120・962・950）を設けています。

■ジェネリック医薬品希望カード
医師や薬剤師にジェネリック医薬品への変更を言いくい場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」を健康保険証と一緒に窓口に出ししましょう。このカードは、3月に送付した国民健康保険証に同封していますのでご利用ください。

問い合わせは、市健康づくり課国民健康保険係（☎77・8506）まで。

いつまでも安心して医療サービスが受けられるよう医療費の節約に協力してください

国民健康保険の赤字が続いています

国保の財政は赤字続き 基金3000万円を取り崩し

国民健康保険（国保）は病気やけがをしたときに、医療費の個人負担を減らし、安心して医療機関を受診できるようにするための制度です。国保に加入している人は、年齢や所得で異なりますが、一般的に医療費のうち3割を窓口で支払い、残りの7割を市が医療機関に支払います。しかし、市が支払う医療費は増加傾向にあり、財政的に厳しい状態が続いています。

市の国保財政の収支は、ここ数年間、赤字が続いています。平成23年度決算も赤字が見込まれたため、基金積立金3000万円を取り崩して赤字に充てました。このため17年度末に約8億4000万円あった基金積立金は年々減り続け、今年度末には約5億3100万円になる見込みです。これは収入よりも支出の方が多いた

め、基金積立金を取り崩して不足分を補ってきたからです。今年度以降も収入不足が見込まれ、数年後には基金積立金も底を突くおそれがあります。

一人当たりの医療費は 県や国の平均を大きく上回る

国保の財政を支えている収入は、加入している人が納める国保税と、国や県から支払われる支出金や補助金、市の一般会計から支払われる繰入金などです。収入全体に占める国保税の割合はおよそ2割で、重要な財源のひとつです。

一方の支出は、そのほとんどが医療機関に支払う医療費です。医療費は年々増加し、患者負担を含めた総医療費が、昨年度は78億5921万円に上りました。一昨年度との比較では1億3592万円低くなりましたが、引き続き高齢化や医療技術の高度化による医療費の高額化、生活習慣病の増



加などが原因で医療費が高くなっていくことが予想されます。

また、市の一人当たりの年間医療費は近隣市と比較して高く、常に県や国の平均を上回っています。平成22年度では高い方から11番目に位置しています。県や国と比較すると、県の平均も約3万円以上、国の平均を約6万円以上も上回っています。

昨年度の市の一人当たり医療費も36万1077円となっており、高い水準を維持しています。今後、医療費が増え続ければ、国保の財政はさらに厳しくなり、国保の値上げによる加入者の負担増にもつながりかねません。

年一度の健康診断で 病気の早期発見・早期治療を

加入者の負担を増やさないためには、医療費を減らす必要があります。しかしそれは、加入者に医療機関を受

お財布と国保会計に優しい

ジェネリック医薬品を使ってみませんか



ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬の特許が切れた後に承認された薬です。成分や効果は変わりませんが、開発経費が抑えられるため、価格が安くなります。日ごろの薬をジェネリック医薬品に変えることができれば、家計の負担も軽くなります。かかりつけの医師や薬剤師に相談してみよう。自己負担が軽くなるだけでなく、増えつつある医療費の節約にもつながります。

■ジェネリック医薬品普及促進通知
平成23年11月から、市国民健康保険では、処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変えると、どのくらい自己負担額が減るかを試算してお知らせを送付しています。通知しているのは、国保に加入している人で、ジェネリック医薬品に変えると医療費を減らせる可能性がある人です。薬を変えたいときは、ジェネリック医薬品がない薬もあるので、医師や薬剤師に相談してください。